

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 福祉・介護情報調査センター
-----------------------------------

### ②施設・事業所情報

名称：瀬戸市立こうはん保育園	種別：児童福祉施設 保育所	
代表者氏名：加藤 哲雄(園長)	定員(利用人数)： 100 名	
所在地：瀬戸市南山町1丁目118番地		
TEL：0561-82-3252		
ホームページ： <a href="http://www.city.seto.aichi.jp/">http://www.city.seto.aichi.jp/</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 昭和39年10月 平成27年4月1日 公設民営化開始		
経営法人・設置主体(法人名等)：瀬戸市 株式会社ニチイ学館		
職員数	常勤職員： 17 名	非常勤職員 4 名
専門職員	(園長) 1 名	
	保育士 12 名	保育士 4 名
	栄養士 1名 (調理：2名)	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	保育室 5 室	遊戯室 プール 園庭

### ③理念・基本方針

理念：子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。 基本方針：心身ともにたくましく、よく遊ぶ子ども
---

### ④施設・事業所の特徴的な取組

乳児(1・2歳児)は年齢別保育、幼児は異年齢(3・4・5歳児合同)と年齢別保育の併用で園生活を送るが、保育指針の8つの発達段階を前提に年間指導計画が成されている。また、子ども一人ひとりの成長発達段階を踏まえ、養護と教育が一体となり、保育が展開されている。 リズムに合わせて全身運動を行い、心身の発達を目指す取り組みを長年行ってきた園であり、民営化後もその伝統を継承し、子どもの全面発達を促し、丈夫な心と体を育てるように努めている。
--

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年 11月 12日(契約日) ~ 平成 年 月 日(評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

- ・園舎の北側と南側にある園庭は広く、外遊びが積極的に行われている。また、園外への散歩も行い、体力づくりや社会性をはぐくんでいる。
- ・3歳児から5歳児までの異年齢クラス編成で保育を行い、年齢の異なる幼児の交流経験の中から、思いやりの気持ちなどを育てている。少子化で兄弟が少ない中、貴重な体験となっている。併せて年齢別クラス編成も行い、保育目標に対応している。
- ・リズムに合わせた全身運動を行い、丈夫な心と体を育てる取り組みが行われている。
- ・給食のサンプル展示をわかりやすく行い、食事の内容を保護者に知らせることにより、お迎え時の親子の話題となり、コミュニケーションが図られるとともに食育が行われている。

### ◇改善を求められる点

- ・27年4月より公立保育園のまま民間委託となり、今年度は今までの保育方針や内容、行事などを引き継ぐことに重点をおき、前年まで就業していた職員を採用するなどをし、保護者にできるだけ安心してもらえるようにしている。民間委託から1年未満であることから、マニュアル等があっても、職員間で共有できていない箇所が見られた。
- ・ボランティアや保育実習生の受け入れも行っているが、計画の位置づけ等が未整備である。地域に向けた取り組みも赤ちゃん広場や園庭開放など行っているが、地域の福祉ニーズの把握は不十分であり、今後の課題となっている。
- ・今回が第三者評価は初めての受審であり、今後保育職員の人材養成や保育の質の向上に向けた取り組み等が望まれる。地域の実情や「子どもの育ち」を含めた中長期計画の策定を行うとともに、民間委託のメリットを最大限に生かした取り組みが期待される。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年度は、歴史あるこうはん保育園の取り組みを継承することに重点を置いた。保育内容については一定の評価をいただけたと解釈している。しかし、法人の資源である各種マニュアルが整備されているにもかかわらず、十分に活用できていなかった点をご指摘のとおりである。今後、職員会議や園内研修を通じて周知し、研鑽を積んでいきたい。

## ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

園長は職員会議や研修において、保育園の理念である「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指す」や、基本方針「心身ともにたくましく、よく遊ぶ子ども」の周知を図り、日々の保育実践にもいかしている。理念や基本方針をわかりやすく説明した印刷物等を作成し、保護者や住民、関係機関にも周知できるとよい。

### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

受託事業者としての期間に応じた事業計画書はあるが、本基準による中期計画は策定されていない。園には、地域の実情や家庭での状況を考慮し、「子どもの育ち」等を含めた計画の必要性の認識があり、次年度以降の中長期計画の策定が期待される。園の理念や基本方針の実現に向けた中長期計画とともに、それを達成するための単年度事業計画や、収支計画への取り組みは、園の良さや、独自性を確認する機会となる。それらの具体的な取り組みが保護者へわかりやすく周知されるとなおよい。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉑ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	㉑ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉑ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉑ ・ c

#### 評価機関のコメント

園長の職務分担は規定され、園長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるように取り組んでいる。災害、事故等における園長の役割と責任についても明文化されている。園長は法令遵守の観点での研修や勉強会等に参加し、遵守する法令を把握するとともに、具体的な取り組みを行っている。また、保育の質の現状について分析する活動に、積極的に参画している。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉑ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ ㉑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	㉑ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

受託法人は、法人の期末報告書の中で社会福祉事業全体の動向を把握し、園は「瀬戸市こども・子育て支援計画」で子どもの数や世帯構成等について、保育所がある地域での特徴や変化を把握している。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	㉑ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	a ・ ㉑ ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉑ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ㉞ ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ㉞ ・ c

#### 評価機関のコメント

保育士、栄養士等の専門職が配置されているが、必要な人材や、人員体制に関する具体的なプランは十分でない。人事考課、福利厚生は法人が行うこととされている。法人としての教育・研修に関する基本姿勢、研修体制が明示され、入社時研修等がメニュー化されているが、職員がこれらの機会を利用する体制が不十分であり、今後の取り組みが求められる。実習生受け入れを行い、受け入れの意義や方針を職員に説明し、理解されている。しかし受け入れ窓口、事前説明等の記載されたマニュアルが整備されておらず今後の課題である。

### II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	㉠ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	㉠ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	a ・ ㉞ ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉠ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

瀬戸市や法人のマニュアルは整備されており、不審者の侵入、災害等非常時の安全確保、消防計画や避難訓練計画等、園長は子供の安全確保に指導力を発揮する体制を整えている。子どもの安全を脅かす事例(ヒヤリハット)の収集する仕組みを整え、その未然防止策を検討されるとよい。

### II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	㉠ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	㉠ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ㉞ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	a ・ ⑥ ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ⑥ ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

市立保育園として50年を超える実績もあり、地域との関係は密接なものとなっている。園の保育課程の中にも、地域の実態に対応する事業として、異年齢交流事業、園庭開放、赤ちゃん広場等を通じ、地域の子育てセンターとしての役割にも力を入れていると明記され、実施している。必要な社会資源は把握しているが、リスト作成や職員間での共有ができる体制整備が望まれる。ボランティアの受け入れは積極的に行われているが、マニュアル等が未整備であり、作成が望まれる。

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

一人ひとりの子どもを尊重する保育の基本姿勢について、職員会議や研修、保護者会で取り組んでいる。プライバシー保護に関して規定やマニュアルがあり、職員会議等で周知している。利用者満足の向上を意図し、アンケートを実施している。利用者の意見に対して、相談窓口の案内が不十分であり、苦情解決の仕組み作りは今後の課題となる。

#### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ⑥ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

質の向上に向けた取り組みは、保育士の自己評価を行っているが、一部職員のみとなり十分とはいえ今後の取り組みが望まれる。標準的な実施方法について文書がありサービス提供されている。利用者のサービスに関する記録やその管理体制は整備されている。利用者の状況等についての職員間の共有は定期的なケース会議を持つことや、毎朝の一人ひとりの状態について話し合うミーティング、職員間の連絡ノートで行われている。

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	a ・ ① ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

利用希望者の問い合わせに対して、見学等の受け入れを行っている。入園のしおり等も整えてあり、入園説明会で保護者に説明している。保育サービスの変更や家庭への移行など、終了時に関しては、記録の引継ぎ等が適切に行われている。サービス選択の為にパンフレットなどは作成されておらず、保育所選択の為に情報提供は十分とはいえない。今後はパンフレットや独自のホームページ作成など、利用者にとって選択しやすい情報提供が必要となる。

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

園児票により、子どもや保護者の身体状況や生活状況の把握を行い、保育ニーズ等があるか明らかにしている。保育課程に基づいた年間指導計画、期の指導計画等がある。指導計画は、年に2回の評価見直しが行われている。

### Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

保育課程が保育の方針や目標に基づき適切に編成されている。当園では、1歳児から保育を行っている。園庭や遊戯室も広く、乳児幼児ともに養護と教育が一体的に展開される適切な環境が整備され、保育内容にも配慮されている。3歳以上児では、年齢別クラスとは別に、3.4.5歳児の縦割りによる異年齢クラスも編成し、保育内容にも工夫がされている。積極的に園外散歩やリズム運動も取り入れ、子どもの心身の発達に努めている。



### Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	①・b・c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	①・b・c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	①・b・c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	①・b・c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	①・b・c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	①・b・c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	①・b・c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	①・b・c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	①・b・c

#### 評価機関のコメント

園児票により、子ども一人ひとりの違いを把握するとともに、発達上の課題のある子どもの保育や長時間保育の為の環境整備、方法に配慮が見られる。給食は瀬戸市で作成した共通の献立を園で調理している。毎日給食のサンプルをわかりやすく展示し、保護者の迎え時の親子の話題となっており、食育にも関心が持てるようになっている。栄養士が在職し、定期的な検討も行いながら、アレルギー除去食等にも対応している。

### Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	①・b・c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	①・b・c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	①・b・c

#### 評価機関のコメント

保育参観や誕生会への参加、個人懇談会を開催し、子どもの発達等について保護者との共通理解が得られるようにしている。連絡帳や送迎時の話し合いなどの機会を持ち、家庭との連携を行っている。虐待防止マニュアルを作成し、子どもの表情や様子等の観察から、虐待の早期発見や予防に努めている。